

□反社会的勢力に対する基本方針□

株式会社ニュー・オータニ（以下、「当社」といいます）およびニューオータニグループ（以下、「当社グループ」といいます）は、社会的責任と公共的使命を自覚し、持続的成長を果たしてゆくため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除することを目的とした「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守いたします。

1. 組織としての対応

当社および当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当社および当社グループは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携体制を講じ、適正に対応します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

当社および当社グループは、反社会的勢力との取引関係を一切遮断し、既に取り交わしている方が反社会的勢力であることが判明した場合には、取引の解消に向けた適切な措置をすみやかに講じます。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当社および当社グループは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

当社および当社グループは、反社会的勢力への利益供与および資金提供、裏取引を一切行いません。

2011.11.01 制定

2024.04.01 改定



「当社および当社グループが定める反社会的勢力の定義」

反社会的勢力とは、暴力的または不当な要求行為等により経済活動にも障害となり、社会の秩序や安全に脅威をおよぼす、反社会的な活動をする個人または団体を指します。

- ①指定暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」により都道府県公安委員会が指定した暴力団）の構成員・準構成員、その他の暴力団・暴力団員（暴力団の構成員・準構成員）、暴力団関係企業（フロント企業・舎弟企業、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体）、暴力団員でなくなったときから5年以上経過しても反社会的活動を行っていない確証のない者、準暴力団
- ②総会屋、社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体およびその構成員、特殊知能暴力集団、匿名・流動型犯罪グループ等
- ③破壊活動、暴力的活動または要求行為を行う個人または団体・集団
- ④法的な責任を超えた悪質な要求行為、一方的に不買運動もしくは風説を流布する行為を行う個人または団体・集団
- ⑤偽計を用いまたは威力を用いて当社または当社グループの信用を毀損しまたは業務を妨害する行為を行う個人または団体・集団
- ⑥当社または当社グループとの取引（予約、利用、支払、付帯サービス等含む）に関して、脅迫的な言動をしままたは暴力を用いる行為を行う個人または団体・集団
- ⑦上記の反社会的勢力との密接交際者
- ⑧その他、当社あるいは各事業所で定めた個人・団体